

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

資料3-3

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
基準の制定の趣旨	—	放課後児童健全育成事業は国基準と国のガイドラインにより事業実施してきた本市の考え方が一致していることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。 ただし、設備の基準と職員については、本市の実情を鑑み、今後対策を図っていくこととします。
基準の向上	—	
設備及び運営の向上等	—	
放課後児童健全育成事業者の一般原則	参酌すべき基準	
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参酌すべき基準	
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	参酌すべき基準	
職員の知識及び技能の向上等	参酌すべき基準	
設備の基準	参酌すべき基準	
職員	—	
放課後児童支援員の配置	従うべき基準	
放課後児童支援員の員数	従うべき基準	
放課後児童支援員の資格	従うべき基準	
児童数	参酌すべき基準	
放課後児童支援員及び補助員による支援	従うべき基準	
児童を平等に取り扱う原則	参酌すべき基準	
虐待等の禁止	参酌すべき基準	
衛生管理等	参酌すべき基準	
運営規程	参酌すべき基準	
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	参酌すべき基準	
秘密保持等	参酌すべき基準	
苦情への対応	参酌すべき基準	
開設時間及び日数	参酌すべき基準	
保護者との連絡	参酌すべき基準	
関係機関との連携	参酌すべき基準	
事故発生時の対応	参酌すべき基準	
施行期日	参酌すべき基準	
職員の経過措置	従うべき基準	

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例

項目	国基準	八尾市基準案
設備の基準	<p>1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに支援の提供に必要な設備及び備品等(専用区画等)は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	国基準と同様
職員	<p>1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 高等学校卒業者等であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの。</p> <p>4 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	国基準と同様